



国独評委第47号
平成19年8月28日

自動車検査独立行政法人
理事長 橋口 寛信 殿

国土交通省独立行政法人評価委員会
委員長 木村 孟



平成18事業年度業務実績評価について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第3項の規定に基づき、貴法人の平成18事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について、別添の通り通知致します。



自動車検査独立行政法人
平成18年度業務実績評価調書

平成19年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

| 項目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|---|---|------|---|----|
| 中期計画 | 平成18年度計画 | | | |
| <p>1. 業務運営の効率化に関する事項（業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置）</p> <p>(1) 組織運営</p> <p>安全・公害基準の見直しなど、検査法人を取り巻く環境が日々変化している状況にあることに鑑みて、利用者の方々をはじめとした社会のニーズ、自動車の技術革新等に適切にかつ迅速に対応できる組織体制づくりを目指します。具体的には、各審査を実施する事務所においてスタッフ制を導入し、これらに対応することに努めます。</p> <p>また、業務量の変化に適宜、柔軟に対応できるよう組織のあり方の検討を継続的に進めていくこととします。</p> | <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営</p> <p>審査を実施する各事務所等の検査要員については、厳正かつ公正・中立な審査業務を円滑かつ効率的に実施するため、業務量等に応じて配置の見直しを行います。</p> | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 各事務所等の業務量に応じた要員配置計画に基づき、6名を削減するとともに、2名について再配置を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 | |

| | | | | |
|--|---|----------|---|--|
| <p>(2) 人材活用</p> <p>職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施の徹底、かつ、サービス向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。</p> | <p>(2) 人材活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査法人のロゴマーク等によるCI活動を引き続き推進することにより、職員の業務への意識向上を図ります。 業務改善の提案、緊急時の対応等で職務上顕著な貢献を行った職員に対する表彰を行うとともに、その成果を実現することにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ります。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 職員の取組意欲の向上を図るため、CI活動として「運営の基本理念」などを積極的に活用するとともに、不正事案発見やリコールの契機となる不適合車の発見に成果を上げた職員に対する表彰を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| <p>(3) 業務の効率化</p> <p>施設の営繕等についての外部委託、経理事務等業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を行います。</p> <p>特に、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、審査業務の高度化・改善等ユーザーサービスの向上に対応するために新たな業務に取り組みつつ、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。）を1.3%程度抑制することを目指します。</p> | <p>(3) 業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の整備、維持管理等について、引き続き外部委託を行います。 経理事務をはじめとした管理・間接業務については、ホームページ、イントラネット等情報システムの管理・運用の充実を図ることにより、業務処理の効率化を推進します。 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額）を1.3%以下に抑制します。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 事務作業の効率化を図るため、情報管理室が検査法人の情報処理システムの集中管理を行っている。また、審査施設の整備等の外部委託や本部一括契約の継続的实施、節電や表裏印刷による節約等を行い、一般管理費の削減に努めているものの、一般管理費は備品の更新に伴い増加しているが、実績値は目標値を満たしており、着実な実施状況にあると認められる。 なお、平成19年3月に「随意契約の限度額の引き下げ」等を主な改正内容とする契約事務細則の一部改正（平成19年4月1日施行）を行い、更なる契約の競争性の確保を図るとともに、平成18年度の調達における契約については適切に実施されており、引き続き一般競争入札の原則を徹底することが必要である。 | |

| | | | | |
|--|--|----------|---|--|
| <p>(4) 主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討〔平成18年3月31日変更（追加）〕</p> <p>主要な業務・システム（年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上）である「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的見直し並びに最適化計画の策定を行うため、平成18年度においては、国の行政機関の取組に準じて、システムに係る監査を実施し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から検討を行います。</p> | <p>(4) 主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討</p> <p>「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的見直し並びに最適化計画を策定するため、システムの監査を実施し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から検討を行います。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 政府方針に従い、主要な業務・システムに係る監査等の実施すべき取組はすべて行われていることから、着実な実績を上げていると認められる。 | |
|--|--|----------|---|--|

| | | | | |
|--|--|----------|--|--|
| <p>2. サービスの向上と確実な審査実施に向けて（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）</p> <p>初めて利用される方でも安心してご利用いただける等利用者の方々が利用しやすく、また、安全の確保・環境の保全に貢献した審査業務を確実に実施します。</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することが最も重要なことであり、これらを中期目標期間中に徹底していくため、適正な業務執行の意識徹底、管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化、内部監査の充実をはじめとして各種対策を実施します。</p> | <p>2. サービスの向上と確実な審査実施に向けて</p> <p>(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底</p> <p>① 不当要求防止対策の徹底</p> <p>厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、中立的な立場で公平に提供することを徹底するため、「自動車検査における業務の厳正な執行と警察との連携強化について（第2次不当要求防止対策）」（平成14年8月5日付自企調第1号）に基づき、事務所等と警察署との連携強化、情報収集・提供体制の強化などの再発防止対策を引き続き強力に実施します。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に発生した577件の不当要求事案に対し適切に対応するとともに、不当要求防止責任者の選任や講習受講による警察との連携の強化、緊急事態を想定した対応訓練の実施など防犯体制の強化等が適切に行われている。また、各事務所等に対する監事監査や本部等による調査・指導の実施等により自動車審査業務の改善指導が実施されている。さらに、不当要求や不正受検事例の速やかな本部への報告と情報の共有化が図られており、全般的に着実な実施状況にあると認められる。 | |
| | <p>② 審査事務規程の充実、明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査業務における取扱いの細部について、明確化を図るとともに、審査方法の統一を図る等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。 厳正かつ公正な審査業務に資するため、道路運送車両の保安基準に関する細部規程に対応した審査事務規程の見直しを行います。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度中に審査事務規程を5回にわたり改正して、取扱いの細部の統一と明確化を行い、審査事務規程の内容の充実を図った。特に、検査現場からの提案等に基づく改正を行うとともに、細部取扱いの統一及び明確化を図る取扱いを定めるなど、着実な実施状況にあると認められる。 | |

| | | | | |
|---|---|----------|---|---|
| <p>(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上 利用者の方々が安全に、安心して利用できるよう各種対策を講じます。</p> <p>① 利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中に最繁忙月と最閑散月との業務量格差を低減するため、月別や曜日毎の審査業務量を公開するなどの対策を積極的に行い、利用者の方々ができるだけお待ちいただくにご利用いただけるよう努めます。 | <p>(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上</p> <p>① 利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事務所毎に、詳細な業務量把握を行うための手法を検討するとともに、より精度の高い混雑状況の提供方法及び審査予約制度の導入を検討します。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な業務量把握を行うため平成17年度に試作した検査結果を電子化するためのシステムについて、操作性の向上を目的とした改良や、電子化する審査項目を増やす等、さらに検討を進めるとともに、審査予約制度導入に向けた基本方針の検討を行うなど、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中に機器等の故障による審査機器の停止時間を20%程度低減することを目標に、施設及び設備の適切な維持・管理や利用者の方々への利用方法の説明を十分に行うなどにより、安全に安心してご利用いただけるよう努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器等の故障時間を低減させ、また効率的な更新等を進めるため、情報技術を活用し、機器等の稼働時間、故障発生箇所、原因等の情報を本部で集中管理・分析する仕組みを作ります。 ・ 審査中の事故による待ち時間を低減するため、検査場における安全対策の取組みを引き続き強力に推進し、特に、受検者の運転操作ミスによる事故低減に努めます。 | <p>2</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の故障及び損傷事故による検査コース閉鎖時間の実態把握を行っており、昨年度と比較すると総閉鎖時間は減少している。検査機器損傷事故によるコース閉鎖は増加している状況にあるものの、平成18年度に調達した機器については、事故の防止のための機構を設けるとともに、安全作業マニュアルの充実や安全点検の実施を行っている。 ・ また、検査機器の故障によるコース閉鎖時間については、最も利用者が多い継続検査コースの閉鎖時間が老朽検査機器の更新が滞っていることが影響し、依然として増加傾向にあるものの、二輪コースの閉鎖は減少しており、概ね着実な実施状況にあると認められる。 | <p>検査コース閉鎖時間の短縮は重要な課題であり、一層重点的に取り組むべき。</p> <p>事故発生原因別の目標をたてて再発防止対策に取り組むべき</p> |

| | | | | |
|--|---|----------|--|------------------------------|
| <p>② 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策 利用者の方々に検査法人が行う審査業務の内容や社会的役割・効果、受検方法等に関して理解を深めていただき、納得いただいた上でご利用いただけるように、ホームページ、パンフレット等を積極的に活用した各種情報提供に努めます。</p> | <p>② 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ、パンフレット等により、審査業務について、利用者の方々への周知を図るとともに、理解しやすいよう内容の充実・改善を進めます。 ・ 検査法人のロゴマーク等によるCI活動を引き続き推進し、利用者の方々の検査法人業務への理解の向上を図ります。 ・ ホームページの「よくある質問(FAQ)」を見直し、充実を図り、照会者の要望に対応します。 ・ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、環境報告書を作成し公表します。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ CI活動の推進を行い、運営の基本方針等を積極的に周知、活用するとともに、ホームページの問い合わせのサイトに「よくある質問(FAQ)」へのリンクを貼るなど、利用しやすく改善を行っており、問い合わせも著増しているので、ホームページの活用が進んでいるものと認められる。 また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、平成17年度事業に係る環境報告書を作成し、ホームページに掲載を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 | <p>FAQを一層工夫し問合せ件数を減らすべき。</p> |
|--|---|----------|--|------------------------------|

| | | | | |
|---|--|----------|--|--|
| <p>③ 利用し易い審査に係る施設の整備のための対策</p> <p>初めてご利用される方や高齢者等の方々等にも安心してご利用いただけるようにするため、利用される皆様の声をお聞きしながら、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善や職員による審査の案内の充実に努めます。</p> | <p>③ 利用し易い審査に係る施設の整備のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の方々が安全に利用できるよう、検査場における安全対策の取組みを強力に推進し、審査施設の整備を図ります。 ・ 検査場における事故の件数を平成17年度実績より削減することに努めます。特に、職員のヘルメット着用等の徹底を図り、事故の未然防止に取組みます。 ・ 安心して利用できる検査場とするため、事務所毎の職場点検、整理整頓等を進め、検査場における安全衛生対策に取組みます。 ・ 情報技術の活用等により利用者の方々の利便性を向上させた審査施設のあり方について検討を進め、実施が可能なものから移転新築を行う審査施設等において改善策を講じます。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査場における事故の件数は増加したものの、安全衛生実施計画を策定するとともに個々の事故毎の再発防止対策を行っている。また、利用者の利便性の向上を図るため、バリアフリー化した見学者コースの設置、検査機器への音声誘導装置、二輪自動車検査機器等の設置を進めており、着実に実施状況にあると認められる。 | |
|---|--|----------|--|--|

(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進

独立行政法人として厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するとともに、効率的に実施することを促進することを目指し、業務のあり方について不断の見直しを行うとともに、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の研鑽に努めていきます。

① 職員に対する研修等の実施

適正かつ確実に業務を実施するとともに今後予定されている審査項目の導入等に適宜適切に対応していくために、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の向上に継続的に取り組んでいくこととします。具体的には、検査法人の職員の研修機関である検査実習センターにおいて、中期目標期間中に職員に対して、適正な審査業務の実施に関する研修を含め審査業務に関する研修時間を20%程度増加するとともに、より質の高い研修を職員に提供することを目標に研修内容の充実に努めていきます。

(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進

厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するため、以下の業務に取り組みます。

① 職員に対する研修等の実施

- ・ 新規採用者導入研修の研修期間を延長するなどにより新規採用者及び2年、3年目の検査職員を対象とした研修を充実し、検査担当官の早期育成を図ります。
- ・ 職員へのアンケート調査等により研修効果を把握し、研修内容の見直しを引き続き進めるとともに、研修効果評価の仕組み作りを検討します。
- ・ 情報技術の高度な活用を目的として、中央実習センターにおける研修の中で、職員のパソコン技能向上のための講義を行います。
- ・ 安全衛生研修の導入、不当要求対策及び新技術に関する講義等の実務研修の充実を図るとともに、マネジメントについて指導者養成訓練(JST技法)を一部の研修に取り入れ、管理能力の向上に努めます。
- ・ 国土交通省地方運輸局の組織見直し等に伴う研修コース別対象者数変化に対応し、コース編成等の見直しを行います。

4

- ・ 検査担当官の早期育成・早期昇任に対応した研修を引き続き実施している。さらに、研修内容の見直し、研修時間の拡充を引き続き行うとともに、研修講師も見直しを行っている。また、管理能力の向上を図るため、一部の研修に、指導者養成訓練(JST技法)を用いたマネジメント講義の導入や、研修員に対するアンケート調査の結果、実務講義の時間が少ないとの意見があったことから、実務講義時間を延長するなど、優れた実施状況にあると認められる。

研修の効果評価を行うべき。

表彰制度の一層の拡充を図るべき。

| | | | | |
|---|---|----------|--|--|
| <p>② 業務改善の継続的検討とその実施</p> <p>中期目標期間内で50件程度の改善提案を取りまとめ、このうち10件程度の審査業務改善方を講じることを目標に、職員による業務改善のための活動、アンケート調査の実施、モニター制度の導入等による利用者の方々の御意見の収集、さらに、外部の有識者の方々と意見交換等の業務改善のための仕組み作りを積極的に行います。それらを踏まえて、適正かつ確実に業務を実施し、利用者へのよりよいサービスの提供に努めます。</p> | <p>② 業務改善の継続的検討とその実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事務所の実態等を踏まえて、業務改善の実施や不当要求防止対策の強化を図るため、本部又は検査部による調査・指導を少なくとも30の事務所等を対象に実施します。 職員からの改善提案等についての検討を引き続き進め、概ね10テーマを目標に改善提案を取りまとめ、審査業務の改善方に役立てます。 業務改善のため外部有識者の方々と意見交換の場を設け改善を図ります。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本部又は検査部による調査・指導を30か所実施している。 また、職員等から提案のあった11件の改善項目について、業務への活用を検討している。 重要かつ緊急性の高い改善すべき項目はプロジェクト・チームを設け取りまとめを行うとともに、具体的に提案を取り入れた改善を行っている。 さらに、外部有識者の方々と意見交換の場を設けているなど、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| <p>(4) 国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施</p> <p>日常の検査業務のほか交通安全活動等各種業務を国土交通省等関係機関と緊密に連携を取りながら積極的に実施してまいります。</p> <p>① 不正改造車の排除等の推進基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に40万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。</p> | <p>(4) 国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施</p> <p>① 不正改造車の排除等の推進</p> <p>国土交通省等と協力して、9万5千台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施します。</p> | <p>4</p> | <ul style="list-style-type: none"> 目標の9万5千台を2割近く上回る11.2万台の車両の街頭検査を実施し、そのうち、暴走族等を対象とした深夜街頭検査も60回実施していることから、優れた実施状況にあると認められる。 | |

| | | | | |
|--|--|----------|---|--|
| <p>② 車両の不具合情報の収集 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール車の早期発見等に役立っています。</p> | <p>② 車両の不具合情報の収集 車両不具合情報報告システムを活用して引き続き車両不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に提供してリコールすべき車両の早期発見等に資するとともに、得られた不具合情報の分析を進め、審査方法の改善に役立っています。 また、車種毎等の不具合情報を抽出するため、情報技術を活用した審査結果の蓄積・分析手法の検討を行います。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省に165件(17年度51件)の不具合情報を報告し、そのうち1件(17年度7件)はリコールにつながっており、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| <p>③ 事故車両の原因究明への取組 審査業務で培ったノウハウを生かして事故車の原因究明に積極的に取り組めるよう、中期目標期間内で原因究明の具体的な実施方法の策定やマニュアル化を目指します。</p> | <p>③ 事故車両の原因究明への取組 警察等からの要請に基づく事故車両の事故原因分析を引き続き進めるとともに、その分析結果をもとにして、検査法人の知見による原因究明の具体的な実施方法の策定を目指します。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 事例が少ないこと等から具体的な実施方法の策定には至っていないが、事故調査の実績がある団体からの情報収集を行うとともに、原因究明の実施方法の策定に向けた作業を進めているなど、着実な実施状況にあると認められる。 | |

| | | | | |
|--|--|----------|---|--|
| <p>④ 社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施</p> <p>自動車の走行距離メーターの改ざんや自動車の盗難といった社会問題に審査業務を実施する立場から対応することができるよう各種業務に取り組みます。</p> | <p>④ 社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通社会秩序の維持を図るため、不正受検の摘発、不正改造車の排除などの対策を強力に推進します。 検査後の二次架装等の不正受検を防止するため、新規検査等における車両の状態を電子的に記録・保存するシステムの一部の事務所等への導入を目指します。 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造禁止の啓発、不正改造等通報窓口の設置検討等の取組みを進めます。 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案の警察機関等への通報の取組みを進めます。 申請書改ざん、受検車すり替え等の不正受検を防止するため、不正受検事例の調査、事務所間の連絡体制の徹底等を図ります。 その他、国土交通省が行う制度改正や要請に応じて、審査手法の見直しを行う等適切に対処します。 | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 審査時の走行距離メーターや燃料タンク容量等の確認、傾斜角度測定等を確実にしている。 検査後の二次架装等を防止するために、新規検査時の自動車の外観等の画像データを取得・保存するシステムを試験運用するとともに、他の事務所等への導入にむけた、仕様についての検討を行っている。 審査業務中における車台番号の改ざん等の不正事案について233件発見するとともに、当該不正事案の情報の共有化や事務所間の連絡体制の徹底、警察への通報を適切に行うなど盗難車の発見に貢献している。 さらに、カスタム・カー等のショウやカー用品ショップにおける基準に適合しない又は取付位置や取付方法により基準に適合しなくなる恐れのある自動車部品等に対する不適切な表示や販売方法等について啓発活動を行うなど、着実に実施状況にあると認められる。 | <p>カスタム・カー等のショウやカー用品ショップにおける啓発活動は評価されるものであり、一層取組むべき。</p> |
|--|--|----------|---|--|

| | | | | |
|--|---|----------|--|--|
| <p>(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力</p> <p>国民の皆様へ自動車の検査の社会的意義への理解を深めていただき、自動車の安全確保、自動車による公害防止等環境保全に自ら積極的に参画していただくことを目指して、国土交通省等と連携しながら、下記のような各種対策を実施していくこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国が行う各種キャンペーン等へ参画するとともに、検査による事故防止効果に関する情報等をインターネット等により広く公開することに努めます。 | <p>(5) 国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力</p> <p>① 春秋の全国交通安全運動、不正改造車排除運動、点検整備推進運動等国の行う各種キャンペーン等に引き続き参画し、検査の社会的意義を広く利用者へ知っていただくことに努めます。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 全国交通安全運動や不正改造車排除運動等の国が行う各種キャンペーンに積極的に参画しており、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| | <p>② ホームページ、パンフレット等により、検査の役割やその効果を積極的に広報していきます。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ホームページの改修やパンフレットの更新をするなど内容を充実した。また、受検者以外の一般の方を対象とした検査場の見学会は全国で524回開催するなど、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供事業を実施することに努めます。 | <p>③ 審査結果データの蓄積と分析及び分析データの公表、個別審査結果データのユーザーへの交付等審査情報の提供方法として、電子情報技術を活用した審査システムを試作し、分析した結果をユーザーに情報提供し点検・整備意識の向上を図るための手法等を検討します。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 電子情報技術を活用した審査システムについて、引き続き改良を加えるなど、着実な実施状況にあると認められる。 | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------|---|--|
| <p>(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保 自動車の構造、装置の高度化、複雑化に伴い実施される自動車の安全・公害基準の改正に逐次、迅速かつ適切に対応します。</p> <p>① 審査業務を確実に実施するため、施設の維持管理等に適切に取り組んでいくこととします。</p> <p>② 国の行う保安基準の改正等に対しては、必要に応じて施設の新設、改修、職員の研修を実施する等の措置により審査体制の整備を行うとともに、適切な審査業務を行うための審査技術及び審査機器に関する調査、検討及び開発を積極的に行います。また、必要に応じ審査機器の導入・改善を図ります。</p> <p>なお、具体的にはNOx法の改正等に併せ以下の排出ガス検査の調査、検討及び開発に積極的に取り組むこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低濃度排気黒煙に係る審査手法の調査・検討 ・ 自動車の走行実態に則した排出ガスの審査手法の調査・検討 | <p>(6) 自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保</p> <p>① 整備不良、不正改造等による高濃度排出ガス車両を排除するため、特に環境負荷の大きいディーゼル車について、検査機器による黒煙検査を引き続き確実にを行います。</p> <p>② 新しい排出ガス検査の導入について、国土交通省と協力して検討していきます。</p> <p>③ 自動車の騒音対策のための検査方法の改善等について、国土交通省と協力して引き続き検討を進めます。</p> | <p>4</p> <p>3</p> <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定時間の効率化を図った改良型黒煙測定器の導入促進を図り、黒煙濃度25%規制車の全数について黒煙測定器による検査を実施している。さらに、検査場内の環境悪化を抑制するための黒煙処理装置を設置した事務所等では、規制値にかかわらずすべてのディーゼル車について黒煙測定器による検査を実施している。 ・ また、黒煙処理装置の配備を引き続き進めているなど、優れた実施状況にあると認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省と協力して検査機器の導入の検討を行っており、着実な実施状況にあると認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省等と協力して検討を進めており、着実な実施状況にあると認められる。 | |
|--|--|----------------------------|---|--|

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| <p>(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加） 自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。 このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITA（国際自動車検査委員会）等に定期的（年2回程度）に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の国際化の観点からの改善に役立てることとします。</p> | <p>(7) 国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加等） CITA（国際自動車検査委員会）の総会に役職員を派遣するなど、CITAの活動への参画等を通じて諸外国との情報交換を行います。</p> | 3 | <ul style="list-style-type: none"> CITAへの情報提供を通じCITAの活動に参画するとともに、総会でプレゼンテーションを行い積極的に情報交換を行うなど、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| <p>(8) 海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じ、国等との連携の下、自動車検査に関する専門技術的な支援を行います。 ① JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。 ② 海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。</p> | <p>(8) 海外技術支援 ① 国等からの要請に応じ、JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。 ② 海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。</p> | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 国等からの要請に応じ、8名の途上国の検査担当者等に対して研修を行い、自動車検査技術の向上を支援しており、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| <p>3. 予算 中期計画予算(総表)参照</p> | <p>3. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 {別紙}</p> | 3 | <ul style="list-style-type: none"> 予算をもとに計画的に執行されており、着実な実施状況にあると認められる。 | |

| <p>4. 短期借入金 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を2,000百万円とします。</p> | <p>4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を2,000百万円とします。</p> | — | 平成18年度は該当無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------------|-------------|---------|--|-----------------------------|---------|-------|--|----------|-------|--|----------|-------|--|---|----------|--------------|-----|---------|--|-----------------------------|---------|----|--|----------|-----|--|----------|-----|--|---|--|--|
| <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> | <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> | — | 平成18年度は該当無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>6. 剰余金の使途 中期目標期間中に剰余金が発生した場合には、中期計画の達成状況を見つつ、次の事項の使途に当てることとします。 ・ 施設・設備の整備 ・ 広報活動の実施</p> | <p>6. 剰余金の使途 ・ 施設・設備の整備 ・ 広報活動の実施</p> | — | 平成18年度は該当無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="197 863 613 1102"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td></td> <td>自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の新設等</td> <td>5,152</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査機器の新設等</td> <td>3,429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>3,416</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。</p> | 施設・設備の内容 | 予定額 (百万円) | 財 源 | 審査施設整備費 | | 自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金 | 審査場の新設等 | 5,152 | | 審査機器の新設等 | 3,429 | | 審査上屋の改修等 | 3,416 | | <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="647 863 1064 1102"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (百万円)</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査施設整備費</td> <td></td> <td>自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金</td> </tr> <tr> <td>審査場の新設等</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査機器の新設等</td> <td>996</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査上屋の改修等</td> <td>936</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 施設・設備の内容 | 予定額 (百万円) | 財 源 | 審査施設整備費 | | 自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金 | 審査場の新設等 | 27 | | 審査機器の新設等 | 996 | | 審査上屋の改修等 | 936 | | 3 | <p>・ 計画に沿った施設及び設備に関する整備が行われており、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| 施設・設備の内容 | 予定額 (百万円) | 財 源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査施設整備費 | | 自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査場の新設等 | 5,152 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査機器の新設等 | 3,429 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査上屋の改修等 | 3,416 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設・設備の内容 | 予定額 (百万円) | 財 源 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査施設整備費 | | 自動車検査独立 行政法人施設整備 費補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査場の新設等 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査機器の新設等 | 996 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査上屋の改修等 | 936 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|-----|--|---|-----------------|-----|--|---|--|----------|--|--|
| <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 人件費に関する計画 [平成18年3月31日変更]</p> <p>保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い人員を抑制することを目指します。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね0.7%の人員を削減することとします。さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与体系について必要な見直しを進めます。</p> <p>② 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の99%以下とすることを目指します。</p> <p>[参考1]</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 期初の常勤職員数</td> <td>876</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2) 期末の常勤職員数の見込み</td> <td>865</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> </tr> </table> <p>[参考2]</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み</p> <p>33,165 百万円</p> | 1) 期初の常勤職員数 | 876 | | 人 | 2) 期末の常勤職員数の見込み | 865 | | 人 | <p>(2) 人事に関する計画</p> <p>方針</p> <p>業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより、人員を抑制することを目指します。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、概ね0.7%の人員を削減することとします。</p> | <p>3</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針通り進められており、着実な実施状況にあると認められる。 ・ 指標通りであり、着実な実施状況にあると認められる。 | |
| 1) 期初の常勤職員数 | 876 | | | | | | | | | | | |
| | 人 | | | | | | | | | | | |
| 2) 期末の常勤職員数の見込み | 865 | | | | | | | | | | | |
| | 人 | | | | | | | | | | | |

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

- ・ 1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。
- ・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

| 極めて順調 | 順調 | 概ね順調 | 要努力 | 評定理由 |
|-------|----|------|-----|--|
| | ○ | | | 各項目の合計点数=83 項目数(27)×3=81 下記公式=102% |

<記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

| |
|---|
| <p>（法人の業務の実績）</p> <p>自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施することが業務運営の大前提であり、この業務が確実に実施されるよう組織を挙げて全力で取り組んでいる。</p> <p>また、街頭検査や車両の不具合情報の収集のように国民生活に多大な影響を与える項目で大幅に実績を向上させているほか、業務運営の効率化や人事に関する計画は着実に実施されている。</p> <p>さらに、自動車検査独立行政法人特有の項目である受検者からの不当要求や不正受検事案への適切な対応も考慮すると、法人の業務の実績は順調であるものと評価する。</p> |
| <p>（課題・改善点・業務運営に対する意見等）</p> <p>第2期中期目標期間においては、政府の方針として第1期以上の職員削減や経費面での効率化が求められている一方で、事故件数、コース閉鎖時間の更なる削減が求められている。また、安全対策等に必要な施設の整備については、予算を確保して整備を進めることが必要である。</p> |
| <p>（その他）</p> <p>自主改善努力として、カー用品ショップにおける販売部品・用品の実態調査を行い、「車検適合品」と表示されているが、基準に適合しない又は取付位置や取付方法により基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品やカー用品に対して不適切な表示や販売方法等についての啓発活動を行ったことは、交通社会秩序の維持の観点から評価できる。</p> |